

# コスモス街道ふるさと農園特区

都道府県名：

長野県

申請主体名：

佐久市

区域の範囲：

佐久市の区域の一部（旧内山村）



特区の概要：

首都圏直結の交通利便を持つ佐久市の特徴を生かして、民宿、旅館等宿泊施設の経営者が、既存施設（休憩、温泉、宿泊施設等）を活用した、コスモス街道ふるさと農園（自然環境のなかで地域住民と交流しながら野菜や草花を栽培し、ふるさとに帰ったようにゆったりできる市民農園）を特例の導入により、開設し、それを拠点として、都市住民と地域との交流を促進するとともに、地域活性化を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・市民農園の開設者の範囲の拡大



【コスモス街道】



【市民農園周辺の景観】